

日銀業第216号  
平成29年3月8日

国債振替決済制度参加者  
国債振替決済制度間接参加者 御中  
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

「振替国債の差押え等の事務取扱いに関する細則」の一部改正に関する件

規程整備の観点等から、標記規程（平成27年9月11日付日銀業第838号別紙）の一部を別紙のとおり改正し、平成29年3月21日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「振込国債の差押え等の事務取扱いに関する細則」中一部改正

- 3. (4) ロ、を横線のとおり改める。

ロ、この場合、参加者等は、差押命令等の写に、債務者等が当該差押命令等に記載された振込国債を保有していない旨を補記し、(2)の方法に準じて日本銀行に通知してください<sup>(注)</sup>。ただし、(2)イ、((二)を除きます。)に掲げる事項の補記は必要ありません。

(注) 略(不変)

- 5. (2) イ、(へ)を横線のとおり改める。

(へ) 振替先口座を外国間接参加者が開設している場合には、当該外国間接参加者の名称ならびに当該口座のにおいて増額記帳がされるべき種別および内訳区分

- 7. (3) (ロ)中、「差押債権者」を「債権者」に改める。

- [参考] (ロ) および (二) 中、「預り口Ⅰ」を「預り口」に改める。

- [参考] (ト) 中、「国税徴収法第73号の2第4項」を「国税徴収法第73条の2第4項」に改める。